

お取引番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育資金贈与信託 領収書等確認書

本用紙を複数枚ご提出の場合にご記入ください

/	
枚目	枚中

教育資金の領収書等を提出いたします。提出にあたり、下記【ご確認事項】を確認しました。

ご記入日			年	月	日
取扱店	教育資金贈与信託 口座番号	お名前			
日中のご連絡先（電話 - - ）					

※本用紙裏面に貼付する領収書等の金額を記入してください。
また本用紙には領収書等を支払先・支払区分・支払年ごとに貼付してください。

領収書等に 記載の「年」 平成	領収書等金額	頭部に必ず¥マークをご記入ください。						支払区分			
		千	百	十	万	千	百	十	円	○	学校等への支払
年										○	学校等以外への支払 (学校等からの依頼による 業者への支払を含む)

支払区分	支払先	非課税枠
学校等への支払	学校等に支払ったもの	1,500万円
学校等以外への支払	学校等からの依頼により、学校等で必要な費用を業者に支払ったもの	上限 500万円
	学習塾、水泳教室、文化芸術にかかる教室等に支払ったもの	

【お知らせ】 こちらは領収書ご提出専用書類です。教育資金贈与信託口座からの払い出しは、別途、「教育資金贈与信託払出請求書兼確認書」により、必ず12月末までに行ってください。

- 【ご確認事項】
- 払い出した金額については、払い出し日の属する年に教育機関等への支払いを行った領収書等を翌年の3月15日までに提出いただく必要があります。
（信託が終了する年においては、信託終了日の属する月の翌月末までとなります。）
 - ご提出いただく領収書等は、他の税務処理に重複して使用することはできません。
 - 以下の場合には、贈与税が課税されます。
 - ① 教育資金以外の支払いがある場合
 - ② 「学校以外の教育機関等」へ支払った合計金額が500万円を超える場合
 - ③ 領収書等が期限内に提出されなかった場合
 - 贈与税は、信託終了後に一括して課税されます。
 - 三菱UFJ信託銀行は、「お客さまの支払いの内訳の申告」と「提出された領収書等」に基づき、お客さまの教育資金の支払い内容を記録し税務当局に提出しますが、お客さまの申告と領収書の内容に齟齬等がある場合は、教育資金の支払いとして記録できないことがあります。
 - 上記の記録内容に関わらず、税務当局が教育資金の支払いと認めない場合は、贈与税が課税されます。
 - 贈与税が課税される場合等においては、お客さまご自身が税務当局と対応する必要があります。



～領収書等は裏面へ貼付してください～

銀行使用欄

センター使用欄

手続日	検印	係印	検印	係印	受付

➤ 領収書等の原本を支払先・支払区分・支払年ごとに
ホチキスで留めてください

《関連の補足書類(学校便り、教科書購入票等)は領収書等と一緒に貼付》

お通帳コピーや月謝袋等、同じ摘要(支払内容・費目)分が複数表示されている
場合、今回ご提出分をマーカー等で明示ください。

《チェックシート》 領収書等に記載が必要な6項目のチェックシートです。是非ご利用ください。

記載が必要な6項目		チェック内容	✓
①	支払日付	教育資金贈与信託を契約した日以降の日付が記載されていますか	
②	金額	金額の記載はありますか	
③	摘要(支払内容)	支払内容や費目の記載はありますか(授業料 等)	
④	支払者(宛名)	領収書の宛名はご本人さままたは保護者さまのお名前ですか	
⑤	支払先の氏名(名称)	領収書に学校や塾、業者等支払先の名称の記載はありますか	
⑥	支払先の住所(所在地)	領収書に塾や業者等支払先の住所(所在地)の記載はありますか ※学校等の住所に限り、記載が無くても補記不要です	

ご提出前にもう一度ご確認ください

通帳コピーご提出時	通帳 表紙 のコピーも貼付していますか	
	明細ページの該当の金額部分を マーカー等で明示 していますか	
月謝袋ご提出時	支払日付の「 年・月・日 」の記載はありますか	
	塾等の住所 の記載はありますか	